事業者排出量削減計画書

	☑ 新規 □ 変更
(宛 先) 京都府知事	平成23年1月17日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
京都府舞鶴市字北吸1044番地	舞鶴市
•	舞鶴市長 多々見 良三
	電話 0773-66-1005

				電話	0773 — 6	6-1005		
主たる業種	市町村機関				細分類番号	9 8	2 1	
			卯2条第1項	第1号	AND AND O	_ <u> </u>	21 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第12条第1項第2号又は第3号							
	纪2条第1項第4号							
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで							
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度まで	の温室効果ガス	、排出量を年平	₹均2.0%削減す	-る。			
計画を推進するた めの体制	平成16年、舞鶴市地球温暖化対策実行 会を設置し、温室効果ガス排出量削減			:委員長とする	舞鶴市地球温	暖化対策:	推進委員	
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減	 支率	
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量					-2. 0	パーセント	
出の実績及び削減	評価の対象となる排出の量				20,598.8 トン	-2. 0	パーセント	
の目標	FT							
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す る建築物の用途 原 単 位 の 指 標	其淮 疟鹿	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	增海	基	
	事務所 事務所 事業活動に伴う排出の量 (本庁舎延床面積/100)	4, 77	4. 14	4. 14	4. 14	-14. 58	パーセント	
	<u>事業活動に伴う排出の量</u> ()						パーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	舞鶴市地球温暖化 平成22年度〜23年 置、別館の高効率	stに実施の、本館の	の高効率照明へのリ	更新及び今後実施す	る吸収式冷	显水発生装	
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備	考	
		94.0	100.0 🚓	100.0 4-	100.0 +57			
	(23) 年度	不要な照明の消 高効率照明器具		D適正な管理等	に努める。			
具体的な取組及び 措置の内容	(24) 年 度 不要な照明の消灯、空調施設の適正な管理等に努める。							
	(25) 年度	不要な照明の消 吸収式冷温水発				への更新。		
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	毎月第3木曜日を「鉄道に乗る日」と定め、自動車通勤を控える。						
せるために実施し ようとする措置	上記の措置を採用する理由	5 理 由 継続して取り組んでおり、実施率の向上を目指す。						
	区分	第1年度 (23) 年度	第 2 (24)	年度 年度	第3年度 (25) 年度	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン(0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの		トン(0.0 トン	0.0 トン			
他の地球温暖化対策により削減する量	再生可能エネルギーを利用した電力又 は熱の供給によるもの	0.0	トン(0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0	トン(0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の	0.0	トン(0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	0.0	トン(0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	行政として、地球温暖化防止に資する おいて地球温暖化に関するブースの設			小学校児童に	対する出前講	座や、イ	ベントに	
特 記 事 項	基準年度として平成22年度単年実績を採用 ①基準年の平準化が3ヵ年平均値採用の目 年度実績においては極端に少なかったこと ②計画対象範囲が指定管理施設も含まれる	りであるが、排出 から、平準化と	¦総量の約3割を いう目的から外	れる。				

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。